

佐賀大学医学部医学科選択コースの実施及び履修に関する取扱要項

(平成17年3月17日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学医学部医学科授業科目の選択コースの実施及び履修に関しては、佐賀大学医学部規則及び佐賀大学医学部履修細則に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(選択コースの位置づけ)

第2条 選択コースは、全ての学生に必須のコア・カリキュラムに対して、さらに学習を深化させるためのアドバンスド・カリキュラム並びに学習内容の多様化を推進するためのカリキュラムとして実施する。

(選択コース科目)

第3条 選択コースは、次の各号の授業科目区分により選択科目を開設する。

(1) 語学系選択科目

医学・医療で要求される専門英語や教養教育科目で学ぶ外国語学習を更に発展させるための科目を2年次前期に開設する。

(2) 基礎系・臨床系選択科目

基礎系、臨床系の教育・研究分野に関連した学習を深化させるための科目を2年次以降に順次開設する。

(3) 臨床選択実習

コア臨床実習に加えて、専門性の高い領域を学ぶための臨床実習科目を5年次後期以降に開設する。

(4) 学外研修・ボランティア等

多様で幅広い学習を推進するために、学外での研修やボランティア活動等が選択コース科目としての水準を満たす場合には、選択コースの単位として認めることができる。

(科目の開設)

第4条 選択コース科目の開設は、教授又は准教授が科目担当責任者（教科主任）として開設し、毎年度更新する。

2 科目開設にあたっては、対象学年、受講者数等に制限を設けることができる。

(開設様式と単位)

第5条 選択コース科目は、次の各号の様式及び単位換算で開設する。

(1) 定期的授業

90分15回の授業を1ユニットとして開設する方式。15回（30時間）を1単位とする。

(2) 終日連続集中授業

終日2週間連続の総合授業（講義、演習、実習等の組合せ）を1ユニットとして開設する方式。1週40時間を1単位（2週間で2単位）とする。

(3) 間歇的集中授業

終日連続ではないが、集中的な総合授業（講義，演習，実習等の組合せ）を積み重ねる方式。40 時間分を 1 単位とする。

（科目の開講）

第 6 条 選択コース科目の開講時期及び時間帯は，科目担当責任者が予め設定若しくは科目担当責任者が履修希望学生と相談の上決定する等，科目担当責任者の裁量とする。

（成績の評価）

第 7 条 第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する選択コース科目の成績評価は，科目担当責任者の責任において行う。

2 第 3 条第 1 項第 4 号に規定する学外研修・ボランティア等の選択コース科目認定については，教育委員会で審査する。ただし，基礎系・臨床系選択科目として学外で学習したものは，学外研修とせず，基礎系・臨床系選択科目として扱う。

（履修要件と制限）

第 8 条 第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する選択コース科目の中から，2 2 単位以上の修得を卒業要件とするが，卒業要件単位としては，語学系選択科目からは 2 単位を，学外研修・ボランティア等からは 1 単位を上限とする。

（履修方法）

第 9 条 2 年次から 4 年次までの履修希望学生は，選択コース科目担当者と相談の上，履修手続きを行うものとする。ただし，アドバンスドコースとして位置づけられる選択コース科目の場合は，原則として，関連授業科目を修得した後に履修するものとする。

2 5 年次及び 6 年次の学生は，クラスごとに履修希望調整の後，履修手続きを行うものとする。

附 則

1 この要項は，平成 1 7 年 4 月 1 日から実施し，平成 1 6 年度以降の医学科入学者から適用する。

2 この要項の施行の際，医学科に平成 1 5 年度以前に入学した者の選択コースの実施及び履修に関する取扱は，なお従前の例による。

附 記（平成 1 9 年 3 月 8 日改正）

この要項は，平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。